

「(仮称) 世田谷区がん対策推進条例」の骨子(案)について

(付議の要旨) (仮称) 世田谷区がん対策推進条例の骨子(案)をとりまとめたので、報告する。

1 主旨

がんは、患者自身がその価値観に合わせて治療法を選択し、約60%が治癒する時代になった。その治療も入院から通院・在宅へと重心を移すとともに、望ましい生活習慣を実践することによりがんの罹患リスクが低下することも明らかになってきた。しかし、がんと診断された患者が1年以内に自殺するリスクは、診断されていない人の約20倍との報告もあり、がん患者への適切なケアが重要な課題となっている。

このように、がんを取り巻く状況が大きく変化していることから、区のがん対策もがん予防策の普及・啓発や検診の実施に加え、信頼できる情報の提供、患者及び家族への支援、がん教育など総合的な取り組みが求められている。

今後、区が、区民、保健医療福祉関係者、事業者と一体となつてがん対策をより一層充実させ、「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになつても安心して暮らせる地域社会」の実現を目指す「(仮称) 世田谷区がん対策推進条例」の骨子(案)をまとめたので報告する。

2 条例の骨子(案)

① 目的

条例制定の目的として、がん予防の啓発から検診の実施、がん患者及び家族の支援、がん教育に至る総合的ながん対策の実施を明記する。

② 用語の定義

保健医療福祉関係者、事業者など、条例で掲げる主要な用語について定義する。

③ 区の責務

正しい知識の普及・啓発や予防についての意識の醸成、受診しやすい検診体制の整備・効果的ながん検診の実施、がん患者及び家族を支援する体制の構築など。

④ 区民の役割

がんについての正しい知識の習得、定期的ながん検診の受診、がんの早期発見・早期治療に努めるなど。

⑤ 保健医療福祉関係者の役割

良質なサービスの提供、保健医療福祉関係者が連携してがん患者及び家族を支援する体制の構築、区が行うがん対策に関する施策への協力など。

⑥ 事業者の役割

従業員へのがん予防の啓発、がん検診やがん治療を受けやすい職場づくり、健康的な職場環境の整備に努めるなど。

⑦ **がんに関する正しい知識の普及とがんの予防策の実施**

がんに関する正しい知識の普及、がんの予防策の実施など。

⑧ **がん検診受診率の向上と検診結果の活用**

受診しやすい検診体制の整備や受診勧奨によるがん検診受診率の向上、検診結果の有効活用など。

⑨ **がん患者及び家族への支援**

がんに関する信頼できる情報の提供、気軽に利用できる相談窓口の設置、在宅療養を支える保健医療福祉のネットワークの構築など。

⑩ **がん教育の実施**

学校、教育委員会等との連携による区内小中学校の児童及び生徒を対象にしたがんへの理解・がん患者への認識を深める教育の実施など。

⑪ **推進計画の策定**

がん対策を一層充実させるための推進計画を策定する。

⑫ **財政上の措置**

がん対策を計画的に推進するために必要な財政措置を講ずるよう努める。

⑬ **世田谷区がん対策推進委員会**

がん対策の推進に関し、助言や意見を聴き、それを計画・施策に反映させるため、区民・保健医療福祉関係者・学識経験者等で構成する委員会を設置する。

3 今後の検討

本骨子を基に、公募による区民委員を含む「世田谷区がん対策検討委員会」において、区民・保健医療福祉関係者・学識経験者などの意見を聴きながら、条例（素案）の策定に向けて検討を進める。

4 推進計画の策定

区は、これまで「世田谷区健康づくり推進条例」に基づく推進計画である「健康せたがやプラン（第二次）」において、がん対策を重点施策に位置づけ、その拡充に努めてきたが、本条例の策定に併せて、がん対策の取り組みを具体化するアクションプランとして「がん対策推進計画」を策定する。

策定にあたっては、庁内検討会議及び世田谷区がん対策検討委員会などによる検討を行い、平成27年度に計画を策定し、平成28年度から実施する。

5 今後のスケジュール

平成26年	5月28日	福祉保健常任委員会（条例骨子）
	7月1日	庁議準備会（条例素案）
	23日	政策会議（条例素案）
	25日	福祉保健常任委員会（条例素案）

8月	1日	パブリックコメント実施
9月	3日	福祉保健常任委員会（パブリックコメント結果）
10月		がん講演会を活用した区民参加
10月	21日	庁議準備会（条例案）
11月	4日	政策会議（条例案）
	11日	福祉保健常任委員会（条例案）
11月		第4回区議会定例会（条例案）
27年	3月	がん対策推進条例PR講演会
	4月	1日 条例施行